平成２４年（フ）第１５１号
青森市大字駒込字蛍沢59番地133　県営住宅16－１－２
債務者　小田桐みき
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
青森県弘前市大字城東北３丁目６番地17　コーポトミ102号
債務者　高山　玲子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４９号
青森県弘前市大字樹木４丁目３番地４　加藤英住宅52号
債務者　柴田　浩一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５９号
青森県黒石市道北町125番地３
債務者　川越　正弘
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６０号
青森県黒石市道北町125番地３
債務者　川越　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６１号
青森県弘前市大字東城北３丁目４番地18　コーポ東城北２号
債務者　倉光　　悟
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７４号
神奈川県横須賀市汐入町５丁目40番地８　シルベリアン202
債務者　横山　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市森崎５丁目２番Ｒ―205号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５２号
広島県福山市日吉台２丁目14番10―203号　県住
債務者　矢田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９０号
広島県福山市水呑町1910番地１プレジール水呑101、旧住所広島県福山市山手町５丁目26番23号グランドプランタン201
債務者　山本　正裕
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７３号
愛知県春日井市旭町３丁目41番地　エスポワール102号
債務者　梅村　千草
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７２号
千葉県松戸市中矢切488番地の27　タカヤ富士見台ハウスＡ―203号
債務者　馬場　秀雄
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９６号
千葉県柏市高田1296番地２　グラシュー302号
債務者　廣川　順子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０８号
千葉県松戸市千駄堀1600番地　コーポ木下201号
債務者　高村由紀子（旧姓浅海）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５号
和歌山県御坊市藤田町藤井1905番地２　雇用促進住宅藤田宿舎２号棟306号室、住民票上の住所和歌山県御坊市藤田町藤井1905番地２
債務者　饒平名安高
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第２１７号
栃木県宇都宮市中今泉５丁目19番４号
債務者　阿久津智恵子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係